

募集要項 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	7頁 第2 1 (5)ウ 表内	<u>契約</u> 保証金	保証金
2	7頁 第2 1 (5)ウ 表内	<u>契約</u> 保証金は、貸付料の12ヶ月分とし、原則として、定期借地権設定契約締結時に支払うものとする。なお、 <u>契約</u> 保証金は、定期借地権設定契約終了後に返還するものとするが、利息は付さない。	保証金は、貸付料の12ヶ月分とし、原則として、定期借地権設定契約締結時に支払うものとする。なお、保証金は、定期借地権設定契約終了後に返還するものとするが、利息は付さない。
3	20頁 第4 1 (2)ア(イ)	特定建設工事共同企業体の最低出資比率は、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とする。ただし、 <u>設計企業及び工事監理企業</u> の最低出資比率は設けない。	特定建設工事共同企業体の最低出資比率は、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とする。ただし、 <u>設計企業</u> の最低出資比率は設けない。
4	6頁 第2 1 (5)ア 表内	基本協定書は、事業者選定後速やかに締結することとし、その期間は基本協定締結日から <u>締結された全ての事業契約が終了した日又は全ての事業契約が締結に至る可能性がないと市が判断し選定事業者に通知し、かつ選定事業者がこれを承諾した旨を回答した日</u> までとする。	基本協定書は、事業者選定後速やかに締結することとし、その期間は基本協定締結日から <u>基本契約の締結日</u> までとする。